



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名	株式会社キッツ
代表者名	代表取締役社長 堀田 康之 6498（東証第一部）
問合せ先	経理部長 川口 忠昭 Tel (043) 299 - 0114

### 当社取締役および執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員（社外取締役を除く。以下「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入すること、および本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 29 日に開催予定の第 102 回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

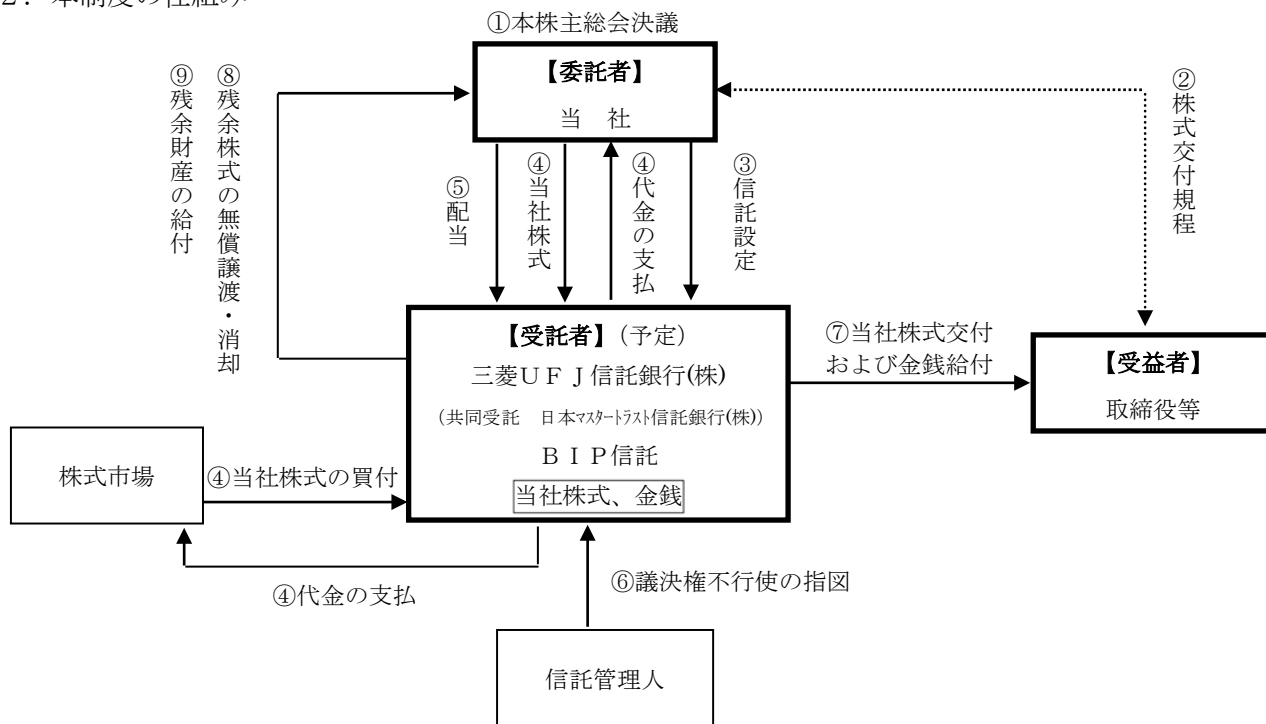
#### 記

##### 1. 本制度の導入目的

- (1) 当社は、取締役等を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入します。(※)
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議にかかる承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、B I P 信託が取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役位および業績目標の達成度等に応じて、原則として取締役等の退任時に交付および給付（以下「交付等」という。）するものです。

※ 本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、従前通り「基本報酬」および「賞与」、監査役の報酬は、「基本報酬」のみにより構成されず。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績目標の達成度等に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。一定の受益者要件を充足する取締役等に対して、当該取締役等の退任時に、付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が取締役等に交付され、残りのポイント数に相当する数の当社株式については、信託契約の定めに従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、取締役等に対し、各事業年度の役位および業績目標の達成度等に応じて役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。

※ 信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 本制度の導入手続

本株主総会において、当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記（4）に定める。）は、延長後の信託期間における本制度による取締役等を対象とする役員報酬については、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、その退任時に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時の累積ポイント数（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は以下のとおりです。

- ①対象期間中に当社の取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ②取締役等を退任していること（※1）
- ③国内居住者であること
- ④解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤下記（5）に定めるポイント数が決定されていること
- ⑥その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

（※1）下記（4）第 4 段落に記載する信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該取締役等に対して当社株式等の交付等が行われることとなります。

#### (4) 信託期間

平成 28 年 8 月 1 日（予定）から平成 31 年 8 月末日（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財

産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拋出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

また、当該期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

#### （5）取締役等に交付等が行われる当社株式等

信託期間中の所定の時期に、直近の3月31日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における役位および業績目標の達成度等に応じて、取締役等に、一定のポイント数が付与されます。取締役等に対するポイント数の付与は、信託期間中において毎年行われます。

各取締役等の退任時に、ポイント数の累計値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じて、1ポイントにつき1株の当社株式等が交付等が行われます。ただし、信託期間中に株式の分割・株式の無償割当て・株式の併合等が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

#### （6）取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

取締役等が受益者要件を満たす場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与された累積ポイント数の一定割合に相当する当社株式については本信託から交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付されます。

#### （7）本信託に拋出される信託金の上限額および本信託から交付等が行われる当社株式の上限株数

対象期間ごとに当社が本信託に拋出する信託金の上限額は、200百万円とします。（※2）

取締役等に付与されるポイント数の1年あたりの総数の上限（以下「年間付与ポイント数上限」という。）は、140千ポイントとします。（※3）

そのため、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式の数の上限は、当該年間付与ポイント数上限に対象期間の事業年度数である3を乗じた数に相当する株数（以下「取得株数上限」という。）である420千株となります。

（※2）対象期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

（※3）年間付与ポイント数上限は、信託金の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定されています。

#### （8）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（7）の信託金の上限額および取得株数上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。なお、

本信託の初回設定時には株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式にかかる議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行うことを予定しています。なお、本信託を継続利用する場合には、当該剰余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間満了時の剰余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に剰余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該剰余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 取締役等に対するインセンティブの付与                                     |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定））    |
| ⑤ 受益者     | 取締役等のうち受益者要件を充足する者                                     |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託契約日   | 平成28年8月1日（予定）  |
| ⑧ 信託の期間   | 平成28年8月1日（予定）～平成31年8月末日（予定）                            |
| ⑨ 制度開始日   | 平成28年9月1日（予定）  |
| ⑩ 議決権行使   | 行使しない  |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の上限額 | 200百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                              |
| ⑬ 株式の取得時期 | 平成28年8月3日（予定）～平成28年8月末日（予定）                            |
| ⑭ 株式の取得方法 | 取引市場より取得   |
| ⑮ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑯ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

（注）上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |          |  |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。     |

以 上